

瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップについて

1. 瀬戸内海環境保全基本計画について（参考資料 1 参照）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 3 条の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し、長期にわたる基本的な計画として、昭和 53 年 5 月に閣議決定され、平成 6 年 7 月、平成 12 年 12 月に変更された。平成 12 年の主な変更点は以下のとおり。

- (1) 計画の意義に失われた良好な環境回復の観点、計画の目標に藻場・干潟等の保全及び回復についての記述を追加。
- (2) 目標達成のための基本的な施策に、以下についての記述を追加。
 - [1] 保全型施策の充実
 - ・ 窒素及び燐の総量規制制度の導入
 - ・ 藻場及び干潟等の浅海域の保全
 - ・ 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
 - ・ 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
 - [2] 良好な環境を回復させる施策の展開
 - ・ これまでの開発等に伴い失われた良好な環境の回復による多様な環境の確保
 - [3] 幅広い連携と参加の推進
 - ・ 環境教育・環境学習の推進等

2. フォローアップの目的

平成 12 年 12 月の基本計画の変更から 5 年間が経過したことを受け、関係機関が基本計画に関連して実施した施策を点検し、瀬戸内海の環境の保全の着実な推進を図ることを目的に実施。

3. これまでの点検状況と主な意見

第 4 回瀬戸内海部会（平成 18 年 3 月）において、政府関係省庁における施策の実施状況を取りまとめた資料に基づき点検を実施。（参考 1）

第 5 回瀬戸内海部会（平成 18 年 12 月）において、各関係府県における施策の実施状況を取りまとめた資料に基づき点検を実施。（参考 2）

また、第 4 回部会において、地方環境事務所を通じて NPO の活動状況の把握ができないかとの指摘がなされたことを受けて、中国四国地方環境事務所より NPO 等との連携事例について報告。

4. 今回の検討事項

フォローアップの結果取りまとめに向け、以下の観点からの評価について御意見をいただく。

- ・第4、5回部会で点検いただいた国及び関係府県の関連施策について、基本計画の内容に即して再整理した資料（資料2 - 2）により、十分に進捗しているか、追加・拡充すべき施策はないか、などの観点から評価。
- ・併せて、上記関連施策の進捗状況を基本計画の各目標に照らして点検し、目標達成に向けて着実に進捗しているか、そのための施策は十分実施されているか、追加・拡充すべき施策はないか、などの観点から評価。

5. 今後の予定

- ・次回の部会にて、フォローアップ結果の取りまとめ案について御審議。
- ・国及び府県の関連施策については、その後の取組状況を関係機関の協力を得て追加的に把握・整理し、その結果も踏まえた取りまとめ案を事務局にて作成の上御審議。

(参考1) 第4回瀬戸内海部会における主な御意見

- ・ 基本計画のフォローアップに関する御意見
 - 前回改訂からの5年間で仕組みの上で大きく変わった点はNPO活動の活発化と環境省地方事務所の整備。できれば環境省の地方事務所を通じて、そういったNPOの活動状況を掌握し、報告して欲しい。
 - 実際に自然が回復したのかを評価するための指標とか、評価方法の整備を今後検討する必要がある。
 - 生物指標の活用についても検討すべき。

- ・ 関連施策に関する御意見
 - 国や府県の方針や考え方に、出先機関や市町村がついていけておらず、市民との間にギャップが生じている。いかに現場に浸透させていくかが課題。
 - 大阪湾再生行動計画について、今後どれだけ達成されたかをきっちりと評価し、必要に応じて変更していくことが重要。
 - 名勝地でも、全体を見ると放棄された施設や立ち枯れた木等が放置されており、これらを何とかすれば景観も良くなる。
 - 海岸のごみの回収については、行政の受皿が不十分で、小さな努力が継続できるシステムができていない。
 - 外から見えないところがひどい状態で、深堀部分や水の流れ、藻場の回復等をしないと海の中は良くなる。これらに焦点を当てて取り組むべき。
 - 海砂利採取及び埋立てについては環境保全に対する配慮というより厳しい規制が必要とすべき。
 - 新しい埋立てはなくなっているが、既に埋立てた土地を回復させる努力が不十分。また、工場立地に際しての緑化努力等が不十分であり、チェックを強化すべき。
 - 雨水の海への流入について、ダムが水循環にとってどのような影響を与えているのかをチェックして欲しい。
 - 水循環に関して、下水処理水の利用以上に、雨水タンクの設置や小池を作るなどの雨水利用をもっと普及させて欲しい。
 - 生態系変化のメカニズムが分かっておらず、その解明のためには総合的な研究を今後行っていくべき。
 - 自然を守り伝えていくことと子供の学校教育は非常に関連があると思

うが、学校教育の中でどの程度実施されているか、また文部科学省と協力して進めることはできないか、教えて欲しい。

- 環境教育は総合学習に良いテーマであるが、今後も十分に伸ばしていけるように文部科学省にも働きかけて欲しい。
- せとうちネットに関して、「瀬戸内海の環境情報」に生き物情報が入っていないので、これを載せて欲しい。

(参考2) 第5回瀬戸内海部会における主な御意見

- ・ 基本計画のフォローアップに関する御意見
 - 瀬戸内海は連続性があるので、該当府県の計画でも隣接県等と情報交換を進めていく必要があり、国の指導も必要。
 - 実施されている取組の効果に関して、客観的、科学的視点を持った点検と評価が必要。例えば、人の意識を変える取組であれば、どう意識が変わったかを掴む指標等が必要であり、実施者も参加者も効果を確認できることが必要。
 - 定量評価とまではいなくても、各府県の取組がどのような状況にあるのかという定性的な総括は必要。
 - 景観等の定性的な問題は定量的な評価が難しいので、評価も普通の行政計画とは違う手法が必要ではないか。

- ・ 関連施策に関する御意見
 - 大阪湾の青潮の問題は、個別の事業アセスや自治体で収拾できるものではなく、国としてフォローが必要。
 - 貧酸素水塊の対策については、米国で既に法制度の整備が始まっているように、農地対策や湿地の再生等を含めて、海の側だけでなく流域レベルでの陸の側からの対策を考えることが必要。
 - 海ごみの回収と陸上での適正な処分は重要な課題。
 - 下水処理場の見学を通じて、出した污水がどう処理され湾に入ってしまうかを、東京湾ではNPOの環境教育の一環として多く実施されるようになっており、瀬戸内海でもぜひ実施されるよう取り組むべき。
 - 本来、自然に強い関心を持っている俳人や歌人に対しても積極的な情報発信が必要。
 - 想定していた以上にNPO等の活動の分野が広がっており、環境省の地方事務所も新たな役割を担っている。この点は今回考えるべき重要な項目。
 - NPOなしで環境問題は解決できないが、大学の環境教育においてNPOに関する講義がほとんどない。NPOのキーパーソンを輩出できるような取組が必要。
 - 近くに海がない子供が海に出会える機会とその際に海を熱く語れる人が必要。特に海の生き物をよく知っている人が少なくなっており、大切に育てていくことが必要。また、海の現場に強い優秀な人が働く場所がなく、そういった人の力を生かせる場所が必要。

- 海岸での自然学習の指導員の育成、派遣も NPO が引き受けているのが実情。このような人材をストックして必要な時に提供できる仕組みが重要。
- NPO や市民活動と学校教育の総合学習の時間との連携は将来大きな可能性を持っている。
- 地域にすべからくある小学校等が環境教育につながることを望ましい。例えば、沿岸の小学校が同じ時期に同じスキームで生物観測を継続的に実施すれば立派なデータベースになる可能性もあり、長期的に取り組むべき課題。
- 総合学習は非常に有用であるが、水に関しては水辺環境にとどまっており、テーマが海まで広がっていない。地球環境という観点から海を取り上げていく必要がある。